日本大学危機管理学部　小谷ゼミナール
第２班（補足資料　～関係国内法と国際条約～）

〈発表資料に記載できなかったその他法的整備〉

①日本が批准している国際条約

・**TOC 条約（国際組織犯罪防止条約）**

→　正式名称は「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」。組織的な犯罪集団への参加・共謀やマネーロンダリング・司法妨害・汚職の処罰措置規定を定めた国際条約をいう。この条約の批准に向け、整備された日本の国内法が「テロ等準備罪」である。

・**航空機内で行われた犯罪その他ある種の行為に関する条約（東京条約）**

→　航空機内で行われた各種犯罪の裁判権、これを取り締まる機長の権限等を規定した条約。

・**航空機の不法な奪取の防止に関する条約（ヘーグ条約）**

→　航空機の奪取等（ハイジャック）を犯罪とし、その犯人の処罰、引渡し等につき規定

・**民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約（モントリオール条約）**

→　民間航空の安全に対する一定の行為を犯罪とし、その犯人の処罰、引渡し等につき規定

・**国際的に保護される者（外交官を含む。）に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約（国家代表等犯罪防止処罰条約）**

→　元首、政府の長、外務大臣等国際的に保護される者及びその公的施設等に対する一定の行為（テロリズム行為）を犯罪とし、その犯人の処罰、引渡し等につき規定

・**人質をとる行為に関する国際条約（人質行為防止条約）**

→　国際テロリズムとして行われる人質をとる行為を犯罪とし、その犯人の処罰、引渡し等につき規定

・核物質及び原子力施設の防護に関する条約（旧「核物質の防護に関する条約（核物質防護条約）」）

→　国際輸送中及び国内にある核物質，原子力施設について防護の措置を義務付け、また核物質の窃取等の行為を犯罪とし、その犯人の処罰、引渡し等につき規定

・1971 年 9 月 23 日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書（空港不法行為防止議定書）

→　モントリオール条約の補足議定書であり、国際民間空港の安全を損なう一定の暴力行為を条約上の犯罪に加え、その犯人の処罰、引渡し等につき規定

・海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約（海洋航行不法行為防止条約）

→　船舶の奪取（シージャック）、管理、破壊等の海洋航行の安全に対する一定の行為を犯罪とし、その犯人の処罰、引渡し等につき規定

・大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書（大陸棚プラットフォーム不法行為防止議定書）

→　大陸棚等に所在する固定プラットフォームの奪取、管理、破壊等その安全に対する一定の行為を犯罪とし、その犯人の処罰、引渡し等につき規定

・可塑性爆薬の探知のための識別措置に関する条約（プラスチック爆薬探知条約）

→　可塑性爆薬（＝加工しやすい可塑性をもつ混合爆薬）について探知剤の添加（識別措置）を義務付け、識別措置がとられていない可塑性爆薬の製造・移動の禁止、廃棄義務等を規定

・テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約（爆弾テロ防止条約）

→　爆発物その他の致死装置を公共の場所に設置する行為等を犯罪とし、その犯人の処罰、引渡し等につき規定

・テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約（テロリズム資金供与防止条約）

→　一定の犯罪行為（=日本が批准するその他のいずれかの条約において対象とされている犯罪行為及び他のテロリズム目的の殺傷行為等）を行うための資金の供与、収集を犯罪とし、犯人の処罰、引渡し，資金の没収等につき規定

・核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約（核テロリズム防止条約）

→　死又は身体の重大な障害等を引き起こす意図をもって放射性物質又は核爆発装置等を所持・使用する行為等を犯罪とし、その犯人の処罰、引渡し等につき規定

②日本が制定・整備している国内法等の各種整備

・関税法

→６９条（輸入してはならないもの）

＝拳銃・小銃・機関砲及び砲・銃砲弾及び原料物質（２号）、爆発物（３号）、火薬類（４号）、化学兵器の製造に用いられるおそれが高い毒性物質及びその原料物質・生物テロに使用されるおそれのある病原体等（５号）

→７０条（証明または確認）

・銃砲刀剣類所持等取締法

→　砲、刀剣類等の所持、使用等に関する規制（原則所持及び使用の禁止）について定めている。

・毒物及び劇物取締法

→　日常流通する有用な化学物質のうち、主として急性毒性による健康被害が発生するおそれが高い物質を毒物又は劇物に指定、毒物劇物営業者の登録制度、容器等への表示、販売又は授与（譲渡）の際の手続、 盗難・紛失・漏洩等防止の対策、運搬・廃棄時の基準等を定めており、毒物劇物の不適切な流通や漏洩等が起きないよう規制。

・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

→　感染症予防のための諸施策と患者の人権への配慮を調和させた感染症対策規定であるが、その中にエボラウイルスや炭疽菌など、いわゆる B（バイオ）テロに使用される可能性のある病原体についての記述がある。

・爆発物取締罰則・火薬取締法

→　治安を妨げ、人の身体・財産を侵害する目的による爆発物・火薬の使用等を処罰する規定及び罰則。爆弾テロ防止条約に対応。

・テロ等準備罪

→　テロ組織、暴力団組織、詐欺集団などの組織が重大な犯罪を計画・準備したことを処罰する罪。本罪は、1999 年制定の組織犯罪処罰法（2017 年に組織犯罪処罰・犯罪収益規制法に）第 6 条に 2017 年、安倍政権下の強行採決によって新たに規定された罪である。国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（TOC 条約）の批准・締結のため。本条約を締結することにより、国外逃亡犯の引き渡し、日本国内に潜伏する他国テロ集団の拘束と引き渡し、捜査共助による情報収集の効率化、他国との平時における情報共有などが可能になる。また、この条約に批准することで「重大な犯罪を行うことの合意」又は「組織的な犯罪集団の活動への参加」を、未遂罪や既遂罪とは別個の犯罪として処罰できるように。

〈参考文献〉

テロ等準備罪について　法務省

http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00143.html

（2020 年 7 月 21 日　最終アクセス）

「テロ等準備罪」　コトバンク

https://kotobank.jp/word/テロ等準備罪-1817687

（2020 年 7 月 21 日　最終アクセス）

教えて！テロ等準備罪　法務省

http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00144.html

（2020 年 7 月 21 日　最終アクセス）

テロ防止関連諸条約について　外務省

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/terro/kyoryoku_04.html

（2020 年 7 月 21 日　最終アクセス）

日本における感染症対策－感染症法－　大幸薬品
https://www.seirogan.co.jp/fun/infection-control/infection/japan.html
（2020 年 7 月 21 日　最終アクセス）
税関におけるテロ対策の取り組み　財務省税関
https://www.kanzei.or.jp/kobe/kobe_files/pdfs/20181214hozeisiryo4.pdf
（2020 年 7 月 21 日　最終アクセス）
改正テロ資金提供処罰法が成立、不動産など対象に　日本経済新聞
https://www.nikkei.com/article/DGXLASDG14H0M_U4A111C1CR0000/
（2020 年 7 月 21 日　最終アクセス）
テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律整備に関する法律　衆議院
http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/housei/15320011116121.htm
（2020 年 7 月 21 日　最終アクセス）
第 193 回国会　参議院　法務委員会　第 18 号　平成 29 年 6 月 13 日会会議録検索シスステム
https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119315206X01820170613&current=3
（2020 年 7 月 21 日　最終アクセス）